

## 香川県における高病原性鳥インフルエンザの対応について

平成30年1月25日

広域防災局

香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生については、徳島県の一部が搬出制限区域にかかるなど、関西広域連合にも影響があったため、警戒本部を設置するなどの対応をとった。今後も、新たな発生防止に万全を期すとともに、風評被害の防止を図るため、引き続き、構成団体と情報共有を行う。

## 1 香川県の発生事案概要

## (1) 発生農場

所在地：香川県さぬき市

飼育状況：肉用鶏 約5.1万羽（関連農場の飼育状況：肉用鶏 約4万羽）

## (2) 発生経緯及び香川県等（鳥インフルエンザ対策本部設置）の対応

1月10日（水） 農場管理者から香川県東部家畜保健衛生所に連絡有り

〃 簡易検査結果 陽性を確認したが、遺伝子検査結果の判定は保留

1月11日（木） 遺伝子検査の結果、H5型亜型、疑似患畜を確認

〃 殺処分の開始、移動制限区域（半径3km以内）及び搬出制限区域（半径3～10km）の設定、農場周辺の消毒開始、主要道に消毒ポイントの設置等

1月12日（金） 殺処分、死骸の処理が終了（約9.1万羽）

1月14日（日） 汚染物品の処理、鶏舎の消毒（1回目）が終了 } 防疫措置を完了

1月22日（月） 焼却処分が完了

1月25日（木） 清浄性確認検査を開始

## (3) 今後の対応（香川県等の対応）

- ・ 清浄性確認検査において陰性が確認され、その間、移動制限区域（半径3km以内）及び搬出制限区域（半径3～10km）でも新たな発生が認められなければ、搬出制限区域、次いで移動制限区域を解除する予定（防疫措置の完了21日経過後（2月5日（月）））

## 2 関西広域連合及び構成団体の対応

## (1) 関西広域連合の対応

1月10日（水） 鳥インフルエンザ警戒本部設置（本部長：広域防災局長）

1月11日（木） 警戒本部会議（TV会議）の開催

## (2) 構成団体の対応

## ① 徳島県（一部搬出制限区域（半径3～10km）にかかる）

- ・ 危機管理会議の開催、全庁的な警戒体制、調整会議の開催
- ・ 全養鶏農家への注意喚起、死亡鶏等の連絡徹底を通知
- ・ 県内5カ所の消毒ポイントにて関係車両の消毒を実施
- ・ 県内養鶏場、食鳥処理場において鳥インフルエンザが疑われる鶏の確認なし
- ・ 重点監視区域内及びその周辺地域において、死亡野鳥の重点監視を実施

## ② 徳島県以外の構成団体

- ・ 連絡会議等の実施
- ・ 家きん飼養者及び養鶏関係者への注意喚起
- ・ 養鶏農場への立入検査、聞き取り調査
- ・ 食鳥、ひな等の流通確認
- ・ 簡易検査薬の提供

## 3 その他（京都市の死亡野鳥における鳥インフルエンザ遺伝子検査について）

- ・ 1月18日（木）京都市で回収されたカルガモ3羽の死亡個体のうち1羽から、22日（月）A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を検出
- ・ 周辺10km圏内（京都市を中心に大阪府の一部区域を含む）が野鳥監視重点区域に指定
- ・ 構成団体は、野鳥の監視強化や家きん飼養農場の指導等を実施